様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号　０４０５０００５５０６

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　大分県佐伯市西浜１０８９７番地６６

氏　名　有限会社アサヒ産業
代表取締役　山口　清一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事　服部　誠太郎

許可の年月日　令和　７年　３月　２８日

許可の有効年月日　令和　１２年　３月　２７日

1．事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）
裏面のとおり
以下余白

2．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3．許可の条件
なし

4．許可の更新又は変更の状況
平成２２年　３月２８日　更新許可
平成２７年　３月２８日　更新許可
令和　２年　３月２８日　更新許可
令和　７年　３月２８日　更新許可
以下余白

5．積替え許可の有無　有　・　(無)
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名　許可番号
以下余白

6．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　(有)　・　無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の６０日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください。

（裏面）

1．事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃　　油（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は１，２－ジクロロエタン又は１，１－ジクロロエチレン又はシス－１，２－ジクロロエチレン又は１，１，１－トリクロロエタン又は１，１，２－トリクロロエタン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃　　酸（水素イオン濃度指数２．０以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は１，２－ジクロロエタン又は１，１－ジクロロエチレン又はシス－１，２－ジクロロエチレン又は１，１，１－トリクロロエタン又は１，１，２－トリクロロエタン又は１，３－ジクロロプロペン又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数１２．５以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は１，２－ジクロロエタン又は１，１－ジクロロエチレン又はシス－１，２－ジクロロエチレン又は１，１，１－トリクロロエタン又は１，１，２－トリクロロエタン又は１，３－ジクロロプロペン又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

鉱　さ　い（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

ば い じ ん（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃　え　殻（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚　　泥（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は１，２－ジクロロエタン又は１，１－ジクロロエチレン又はシス－１，２－ジクロロエチレン又は１，１，１－トリクロロエタン又は１，１，２－トリクロロエタン又は１，３－ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上９品目　以下余白